

# 大阪市東成区神路四丁目二振興町会 会則

昭和33年4月1日規定

令和6年4月1日改訂

## 1条 目的

本会は、地域住民および町会内外の諸団体との協力・協調のもとに、地域の連帯感をたかめ、生活環境の整備や防災・防犯を通して、住民のための人間性豊かな潤いのある町づくりに努める。

具体的には、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 自治会館、街灯、消火機器、その他共同施設の維持管理
- (2) 清掃、美化運動を通して区域内の環境衛生の改善と維持
- (3) 当町会内外で発生しうる諸問題に対応
- (4) スポーツ大会やレクリエーション等の開催
- (5) 防災にむけて、危険場所の点検・改善、災害訓練の実施および環境・備品・備蓄の整備
- (6) 防犯にむけて、地域巡視・歳末警戒の実施および環境・備品の整備
- (7) 掲示板、回覧板、およびホームページ等で行政や地域の情報を提供
- (8) その他目的を達成するために必要な活動

## 2条 名称

本会は大阪市東成区神路連合神路四丁目二振興町会と称する。

## 3条 区域及び会員

本会の区域は、大阪市東成区神路四丁目六番から十二番とし。区域内の住所を有する者、又、事務所、事業所、営業所を有する者はすべて本会の会員となることができ、本会は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人等の加入を拒まない。

- (1) 本会に加入しようとするものは、班長または会長に届け出るものとする。本会の区域に入居した世帯があるときは、本会は、その世帯に本会の主旨を説明し、加入の案内を行うものとする。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合には退会したものとする。
  - ア 本会の区域内に居住しなくなったとき
  - イ 本人の申し出があったとき
  - ウ 会員が死亡したとき

## 4条 事務所の所在地

本会の事務所は、大阪市東成区神路連合神路四丁目九番十七号(町会長宅)に置く。

## 5条 事業

本会は、1条に掲げる目的を達成するため、町会費を原資とし、次の事業を行う。

- (1) 防災、防犯、防火に関し、啓発・訓練・設備(街灯、消火機器)・備品・備蓄の充実と防災組織と運用方法の確立
- (2) 環境衛生事業、衛生保健教育の普及事業
- (3) 交通安全に関する事業
- (4) 社会福祉、青少年活動、民生委員への協力
- (5) 災害救助、献血推進事業
- (6) 市・区行政、日本赤十字社、大阪市民共済生活協同組合、共同募金会等への協力
- (7) 神路連合振興町会、神路地域活動協議会、及び神路社会福祉協議会との連絡調整
- (8) 会員の親睦・娯楽
- (9) 自治会館、その他共同施設の維持作業
- (10) 町会活動等のデジタル化を進める活動

上記の事業は、法律・条令に違反するものであってはならない。

## 6条 役員

### (1) 種類

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名、  
専門部(女性部、社会福祉部、災害救助部、環境衛生部)部長・副部長、  
その他、班長を置く。

### (2) 選任方法

- ア 会長は班長の推薦により選出する。
- イ 副会長は会長が班長の同意を得て選任する。
- ウ 女性部長は女性会員の推薦により選出する。
- エ 会計、監事は班長会の互選により選任するが、他の役員を兼務しない。
- オ 専門専門部(社会福祉部、災害救助部、環境衛生部)部長・副部長は総会において、出席者の承認(委任状含む)により、会員の中から選出する。
- カ 班長は、原則で輪番制で、会員により選出される。

### (3) 委嘱

選任された役員は、会長が委嘱する。

### (4) 任期

- ア 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- イ 欠員による後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ウ 特別の事情により、本会が役員の任期を1年以内に限り延長することを決議した場合は、これに準じる。
- エ 役員の職務は細則に規定する。

(5) 班

本会の運営を円滑に行うために、班を置く。

ア 班の編成は、1班から14班(2班は休班)とし、班の統合・分離は当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受けるものとする。

イ 班は、会員の中から班長を選出する。班長は、原則として輪番制をとる。但し、高齢者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(6) 活動費・慰労金

ア 役員の職務に対する活動費を本会が定額で負担する。

イ 多大な貢献に対し慰労金をもって謝礼とする。

ウ 活動費額・活動内容、及び地域活動貢献・慰労金に関しては細則で規定する。

## 7条 会議

(1) 本会の会議は総会ならびに役員会とする。

(2) 総会は年1回とし、年度終了後2ヶ月以内に会長が召集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(3) 総会は、会員から委任された班長および役員の方の1以上の出席(委任状含む)により成立する。尚、前述以外の会員の出席を拒むものではない。

## 8条 総会の議決事項

総会は次の事項を審議議決する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業に関すること

(3) 会則に関すること

(4) 会費に関すること

(5) その他必要と認めたこと

## 9条 役員会

(1) 構成

本会役員会は、本会正副会長及び総務、会計、専門部(女性部、社会福祉部、災害救助部、環境衛生部)の各部長・副部長、および班長をもって構成する。

(2) 運営

役員会は、必要に応じ会長が招集し、座長となる。

又、役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(3) 検討事項

支出状況、地域の問題共有、防災・防犯・環境保全の連絡体制と活動状況の確認

## 10条 部 制

- (1) 本会の円滑な運営を図るため次の部を置く。但し、地域連合振興町会との協議の上、必要に応じ次に掲げる以外の部を置くことができる。  
ア. 総務部 イ. 会計部 ウ. 防犯部 エ. 社会福祉部 オ. 環境衛生部  
カ. 災害救助部 キ. 女性部
- (2) 前号に掲げる部のうち、女性部を除く部長は班長会が推薦する役員として指名する。
- (3) 女性部長は、女性会員の中からそれぞれ互選する。

## 11条 会 計

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- (3) 本会は、次の収入により運営する。  
ア 町会費  
イ 補助金  
ウ 寄付金  
エ 金融機関利子
- (4) 支 出  
総会で議決された予算に基づき、会の目的に沿って、厳正に行う。
- (5) 監査と報告  
会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

## 12条 会 費

本会の会費は、各班において集め、班長がまとめて毎年度末までに会計に納入するものとする。また、企業・マンションなどは、請求書を送付して町会宛てに銀行振り込みとする。会費額および集金方法に関しては細則で規定する。

## 13条 経 費

本会の経費は、資産をもって支弁する。詳細は細則で規定する。

## 14条 会則の変更

この会則は、総会において出席者(委任状含む)の4分の3以上の決議をもって変更で来るものとする。

## 15条 解 散

- (1) 本会は、地方自治法260条の20の規定により解散することができる。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において出席者(委任状含む)の4分の3以上の承諾を得なければならない。

16条 残余財産の処分

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席者(委任状含む)の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

17条 帳簿及び書類

本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

18条 委 任

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 4条 本会の事務所の所在地を神路四丁目六番十五号より、令和2年4月1日をもって神路四丁目九番十七号に改訂する。